

島根県海岸保全気候変動検討委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この委員会は、島根県海岸保全気候変動検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会により、令和2年(2020年)7月に提言された「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」等を踏まえ、島根沿岸・隠岐沿岸の海岸保全施設における気候変動適応策の検討を行うにあたり、技術的見地から必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(検討内容)

第3条 委員会では、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 気候変動を考慮した計画外力の設定方法
- 二 前号を踏まえた防護水準（計画高潮位、設計波等）及び対策方針
- 三 その他委員長が必要と認めた事項

(構 成)

第4条 委員会は、島根県知事が委嘱した委員により構成し、別表のとおりとする。

(任 期)

第5条 委員会の委員の任期は、令和7年(2025年)3月31日までとする。

(委員長)

第6条 委員会には、委員の互選により委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、これを招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見聴取をすることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、島根県農林水産部農村整備課に置く。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。